

平成 25 年 10 月 1 日

青少年児童センター貸館利用者の皆さまへ

羽曳野市立青少年児童センター

青少年児童センターの貸館申請について (一年に一回程度の恒例事業を実施する団体の申請について)

平素は、本センターの「体育館・グラウンド・料理教室・学習室」の貸館事務に際し、ご理解・ご協力をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、毎日の貸館について、特に、昨今体育館を利用される団体がかなりの団体数になってきており、利用していただくうえでの「使用許可」には一層の公平を期すよう事務執行をしています。

ただ、一年に一回程度で、毎年恒例としている事業を実施している団体につきましては、下記のとおり「申請書提出の流れ」とし、少なくとも実施日の2カ月前までに利用の意向を本センターまでご連絡いただき、速やかに申請書を提出していただくことといたします。

特に、体育館の利用申請団体は複数団体が同じ時間帯に申請するため、利用希望団体がかなりの数になります。体育館の利用をご希望の団体につきましては、特に注意をしていただき、この記載事項を遵守のうえ申請をしていただくようよろしく願いをいたします。

なお、ほぼ毎月、利用申請書を提出する団体につきましては、今までと同じ流れでの申請をしてください。

記

◎ 申請書提出の流れ

たとえば、11月30日に体育館（グラウンド・各教室を含む）を利用したい場合

- ① 10月1日から、11月分の申請受付を開始します。その際、11月に利用できない日を一覧表にして利用者にも示しています。
- ② 従いまして、その一覧表に掲載するうえで、少なくとも9月15日までには連絡をいただき、申請書も提出をしていただく必要があります。

※ご注意

- ① 「使用許可申請書」は羽曳野市ウェブサイトから、上部右から二つ目の「各課のご案内」をクリックしていただき、「生涯学習室→社会教育課→青少年児童センター」をクリックして、「手続き・計画・案内など」の一番下にある「羽曳野市立青少年児童センター使用許可申請書」をダウンロードして提出することもできます。
- ② 毎月の申請は、毎月1日～15日までに申請書を青少年児童センターの窓口まで提出していただき、（ただし、15日が日曜・祝日の場合は16日まで）25日（日曜・祝日の場合は26日）に申請された月（翌月）の許可団体一覧表をセンター事務所前に発表いたします。
- ③ 利用希望月の申請が開始後に、利用希望を提出する際は他の申請団体と同様に申請書を提出していただくこととなります。

連絡先

羽曳野市向野3-1-33

羽曳野市立青少年児童センター

電話 072-952-0032